

府中市における保育所運営のあり方について
報 告

平成 11 年 10 月

府中市保育検討協議会

目 次

1	はじめに	1
2	府中市の保育をめぐる環境	1
3	保育をめぐる問題点について	2
4	保育料の改定と保育所運営のあり方について	4
5	保育料改定の根拠	5
6	付帯意見	7
7	おわりに	7
8	保育料基準額表	8～13

資 料

- 1 保育所運営経費の負担区分調
- 2 保育所管理運営経費の調
- 3 27市の児童一人当たり保育所運営経費
- 4 府中市と近隣市の実施事業一覧
- 5 保育検討協議会審議経過
- 6 保育検討協議会委員
- 7 保育検討協議会提出資料一覧

1 はじめに

出生率の低下や世帯規模の縮小、晩婚化がますます進行する中で、子育てをめぐる公的施策全般の充実が今日改めて問われている。とりわけ大都市では、世帯の孤立化、地域交流の希薄化、通勤時間の長時間化、交通事故や犯罪などの危険も相まって、子育て環境は一段と厳しさを増しているといえる。他方、女性の社会進出の拡大は、現下の経済環境の悪化の中で、就労形態の多様化・流動化を伴って現れざるを得ず、この結果、従来の保育所機能ばかりでなく、延長保育、一時保育など、むしろ多様な形態での保育サービスが今後一層求められていくことが予想される。

昭和 22 年に制定された児童福祉法は、戦後 50 年を経過し、社会構造が大きく変化したため、平成 10 年 4 月 1 日大幅に改正施行された。

法制定時に比べて、少子化の進行や女性の社会参画、晩婚化など児童を取りまく環境が変化したことを踏まえ、今回の改正内容は、従来の市町村の保育所措置制度を改め、保護者の選択、情報公開、地域の子育て支援事業の充実をうたうものとなっている。

保育料については、所得に応じた負担方式から、年齢に応じた保育サービスの費用に基づき、家計への影響も考慮した負担方式とするに改正されている。

検討にあたっては、保育料を長期に据え置いてきた間の保育を取りまく環境の変化などを踏まえるとともに、現行保育料の考え方を整理し、保育所運営経費の推移などの現状を把握したうえ、さらに他市の状況も調査するなど、府中市の保育所運営や保育料のあり方について、可能な限り広い視野に立って検討することに努めたものである。

2 府中市の保育をめぐる環境

府中市では、近年の子育て環境の変化に対応して、すでに平成 8 年に市民参加の府中市保育施策推進協議会が、幅広い視野から「府中における今後の子育て支援について」の答申を行っている。

同年府中市子育てサービスの利用状況・意向調査を実施し、これらを基に平成 10 年には府中市子育て支援推進計画（ひとみ輝け府中子どもプラン）で平成 14 年度までの 5 か年計画を策定している。

具体的な政策の実施状況では、昭和 59 年に緊急一時保育をいち早く開始

したのを初めとして、特例保育も全ての保育所で0歳児を受け入れている。

平成3年に2園で開始した延長保育は平成11年には27か所全ての公私立保育園で実施し、また57日経過した乳児を受け入れる産休明け保育にも25か所で取り組むまでに至っている。

平成5年より増築や弾力的定員運用の活用による、保育所定員増等の積極的な待機児対策にも取り組み、平成11年には新たに2つの民間保育所を開設している。

さらに国制度の一時保育事業や地域支援としての子育てひろば事業にも積極的に着手している。

子ども家庭支援センター「しらとり」は東京都内で最も早く開設し、子どものショートステイ、トワイライトステイなど他市に先駆けて行っている。このように府中市は、児童福祉の向上を目指し、積極的な財源の確保と事務的な経費の削減、事業の見直しなどにより、多様な保育サービスの向上に努めている。しかし、市財政は、景気の低迷による税収入の落ち込みや国の経済対策による恒久的減税による影響、また収益事業収入の減収により依然として厳しい状況にあり、国及び東京都の財政状況の悪化も考慮すると今後さらに厳しい状況が見込まれる。

今後さらに新たな子育て支援事業を進めていくためには、保育所運営や保育料のあり方について検討することは避けて通れないと認識するものである。

3 保育をめぐる問題点について

(1) 財源調達の問題

上記の多様な保育施策は、国や都の補助率の相次ぐ引き下げの中で、市負担分の拡大の問題を抱えながら進められてきている。

利用者負担は、延長保育や一時保育などでは強化されてきているが、通常保育料は13年間もの間改定を見送ってきているなどのアンバランスがある。

平成8年に答申された「府中市行財政改革の方策について」によれば、他施策との間の公平性、また多様な保育ニーズへ柔軟に対応するためには、保育所利用者の通常保育料を国の徴収基準に近づける方向での検討、及び保育所公設民営や運営委託方式への転換が望ましいとされている。

その後の市の一般財源の状況から見ても、多様化する保育ニーズの拡大をそのまま吸収していく余地はますます狭まっていることから、通常保育料基準額表の改定等を含んだ、利用者と市の負担割合の調整が不可避な状況にある。

なお、先の児童福祉法改正では、保育料の均一化などの一層の受益者負担を低所得者へ配慮しながらも導入していくことを示している。

(2) 保育サービスの種類による保育料格差の問題

保育の多様化による一時保育や延長保育、さらには未認可の保育室利用者などが支払っている保育料と、通常の保育料との整合性の問題である。

すでに述べたように、通常の保育料が府中市の場合、昭和62年4月に改定されて以来据え置かれたままになっていることもあって、近年拡充されてきた一時保育などの料金設定が相対的に割高にならざるを得ない。

また、認可保育所に入所できない場合や自らの選択により、保育室利用者及びその他の民間保育サービスを利用する場合も、相対的に高い費用を負担せざるを得ないことになり、保育ニーズを持つ利用者間に不公平感が生じる可能性がある。

(3) 多様な保育サービスの供給体制の問題

これまで府中市では、市立保育所と私立保育園とが共に競合しあいながらニーズに直接対応してきたが、保育という普遍的なサービスは民間による供給も十分可能であり、特に多様性や新しいニーズへの対応は民間の得意とするところとあってよい。

実際、これまでも措置の外部で、保育室やその他の民間の保育サービスを積極的に利用してきた市民も少なくない。

これらも視野に入れつつ、利用者にとって利用しやすく、本当に必要なサービスを、良質に供給していくためには、公私分担のあり方の再構成が迫られている。

本協議会では以上の問題点を踏まえつつも、その基本的スタンスをあくまで今日の府中市の子育て支援全体と多様な保育サービスの向上を求める立場におき、その上で保育料の改定及び保育所運営のあり方について、次

のような結論に達した。

4 保育料の改定と保育所運営のあり方について

- (1) 府中市は、子育て支援策を全体的に充実させ、多様化する保育ニーズに対応する保育環境を整えていくことの責任を明確にした上で、別紙のような保育料基準額表の改定を行うことが妥当である。
- (2) 保育料見直しの検討は、毎年行う。今後も改定にあたっては市民の意見を聴く機会を設ける必要がある。ただし改定の期間は、過去の利用者と未来の利用者との間の負担格差も拡大しないことを念頭におく必要がある。
- (3) 13年間据え置いた結果であるので、一時的に大幅な値上げとならざるをえないが、低所得者への配慮やとりわけ現下の厳しい雇用環境を考慮して、段階的实施についても検討されたい。
- (4) 年度途中での収入の減少などに備えて、減免制度が実施されているが、必ずしも十分に周知されているとはいえないので、適切な方法で保護者や市民に知らせることが必要である。
- (5) また少子化対策への配慮から、第二子の半額措置を全階層で実施するとともに、第三子以降の90%減額措置を全階層で実施する。
- (6) 保育所運営については、これまで府中市で公民がそれぞれ果たした役割を評価しながらも、多様な民間の力を活用していく方向を検討すべきである。

その場合、民間への委託を単にコストの面だけではなく、サービスの独自性や先進性において検討していくことが望まれる。このために、委託先の決定や移行時期等については、利用者の意向を踏まえつつ、十分な検討が必要である。

市立の認可保育所を私立の社会福祉法人に委託する場合も、同様に十分な検討が必要である。

また民間への依存を強めたとしても、市の公的責任は明確であり、特に保育サービスの質量や経営のチェックの体制、及び市民への情報公開の責任は強化されねばならない。

5 保育料改定の根拠

今回の保育料基準額表の改定には複雑な作業を要したが、この場合の根拠となる基本的考え方について以下に示しておきたい。

(1) 多様化する保育ニーズは様々なサービスによって充足されるが、これらのサービスは公費負担と利用者負担の両方で賄われる。この場合、できるだけサービスの種類や供給主体の差異による利用者負担の格差が大きくならないような配慮が必要である。

(2) 一般的に、利用者が保育料をどの程度負担すべきかについての保育料決定に関わる要素としては、①実際に支払われた保育にかかる費用、②国庫負担金算出のための保育料基準徴収額、③市の財政状況による負担能力、④利用者の負担能力の4つがある。①を前提に、③④の負担能力を勘案して各自治体が主体的に決めていくものであろうが、現実的には多くの自治体で②の国の定めた徴収基準が一つの目安として機能している。

国の徴収基準は保育単価に依拠して決められており、現実の保育費用と乖離があるとはいえ、保育の標準的内容を考慮している。また他の自治体との比較を可能にするものであり、府中市においてもまずこの目安に沿って改定の方角を決めることが適当である。

(3) 今、この国基準で見ると、平成9年度府中市の保育料は国徴収基準の44.1%の水準にあり、残り55.9%を市が肩代わり負担していることになる。

市負担と利用者負担を調整するとすれば、この国基準に対する利用者負担割合を全体として少なくとも50%程度には改定することが望ましい。少なくとも50%程度という根拠は、前回改定時の保育料の保育総経費に対する比率程度への回復、つまり当時の利用者負担との公平性の回復があり、また他市との比較がある。ちなみに、現行では保育総経費に占める保育料の割合は9.8%である。平成9年度の国基準の50%で試算してみるとその割合は11.1%、55%の試算で12.3%となり、昭和61年改定時の12%に近づいてくる。

(4) 次に、利用者負担における応能負担は現時点では維持するが、そ

の階層区分をできるだけ合理的に改定する必要がある。現在の利用者の保育料階層別分布を見ると、いずれの年齢児でもE5階層が最も多く、E1からE5までのE階層5区分に3歳児未満で45.8%、3歳児で37.2%、4歳児以上で37.7%が含まれる。これに対して、12区分に分かれるD階層には3歳児未満で41.8%、3歳児45.1%、4歳児以上43.2%が含まれ、C階層3区分には3歳児未満4.3%、3歳児6.6%、4歳児以上6.2%が入るに過ぎない。また、A、B階層においては3歳未満児で8.1%、3歳児で11.2%、4歳児以上では12.8%である。

A、B階層も負担すべきであるという意見もあったが、一応この2つの区分は現状のままにした上で、CDEの3つの階層を合理的に区分し直すことが重要である。

- (5) その際の目安としては、国徴収基準区分と極力一致させること、及び現実の各階層に含まれる利用者の収入分布を考慮して、妥当な負担割合を構築することの2つがある。後者については、実際の事例からみて、収入差の小さい階層区分はできるだけ統合することが考えられる。また特に利用層が集中し、かつ収入幅の最も大きいE5階層の上の階層を創設することによって調整する必要もある。
- (6) 各階層の保育料は、それぞれの階層に現実に含まれる利用者の年収への割合を考慮して決める。この負担率は、できるだけ応能的に、低所得で低い負担割合になり、かつ均一料金に近づく方向に設計する必要がある。
- (7) ただし、最低徴収額は、保育単価のうち食材料費の60%程度が望ましい。食費は自宅にいてもかかるものであるが、自宅であれば節約できることも考慮に入れ、また生活保護費が一般世帯の消費水準の60%程度を基準にして定められていることなどを勘案している。
- (8) 最高徴収額の設定は大変困難であるが、今のところは保育サービスの一つである保育室や、就労による一時保育の断続的利用の月額保育料を参考にして設定することが望ましい。
- (9) 従来の徴収階層が必ずしも合理的な応能負担区分とはなっていない

かったため、今回の区分に修正すると現行保育料からの上昇率が高くなる世帯がでるが、これはやむを得ない。またC階層は、(7)の最低額に設定しているが、この場合も現行水準がこの階層で相対的に低かったため、上昇率としては高くなる。

6 付帯意見

- (1) 今後B階層の保育料徴収についても検討すべきである。
- (2) 保育所への入所を希望しながら、保育室や家庭福祉員などを利用している世帯の経済的負担への支援も検討する必要がある。
- (3) 今後の子育て支援については、仕事と家庭の両立支援だけでなく、在宅で子育てする家庭への支援、特に3歳未満児の乳幼児と保護者が自由に集える場の確保に努めて欲しい。

7 おわりに

本協議会は、依頼を受けてから、9回の協議会を開催し、多くの資料をもとに、保育所運営及び保育料のあり方について、各委員が真摯に検討事項に取り組んだ。

市の財政負担の増大や長引く景気の低迷を考慮すると、保育料の適正な額を示すことの困難さと責任の重さを痛感した。

保育は、変動の時代に入り、様々な課題を抱えているが、行政の財政力だけでは限度が有り、利用する市民も適正な負担をした上で、それらの課題に対処していくことが必要であると考えます。今回の報告がその基礎となれば幸いです。

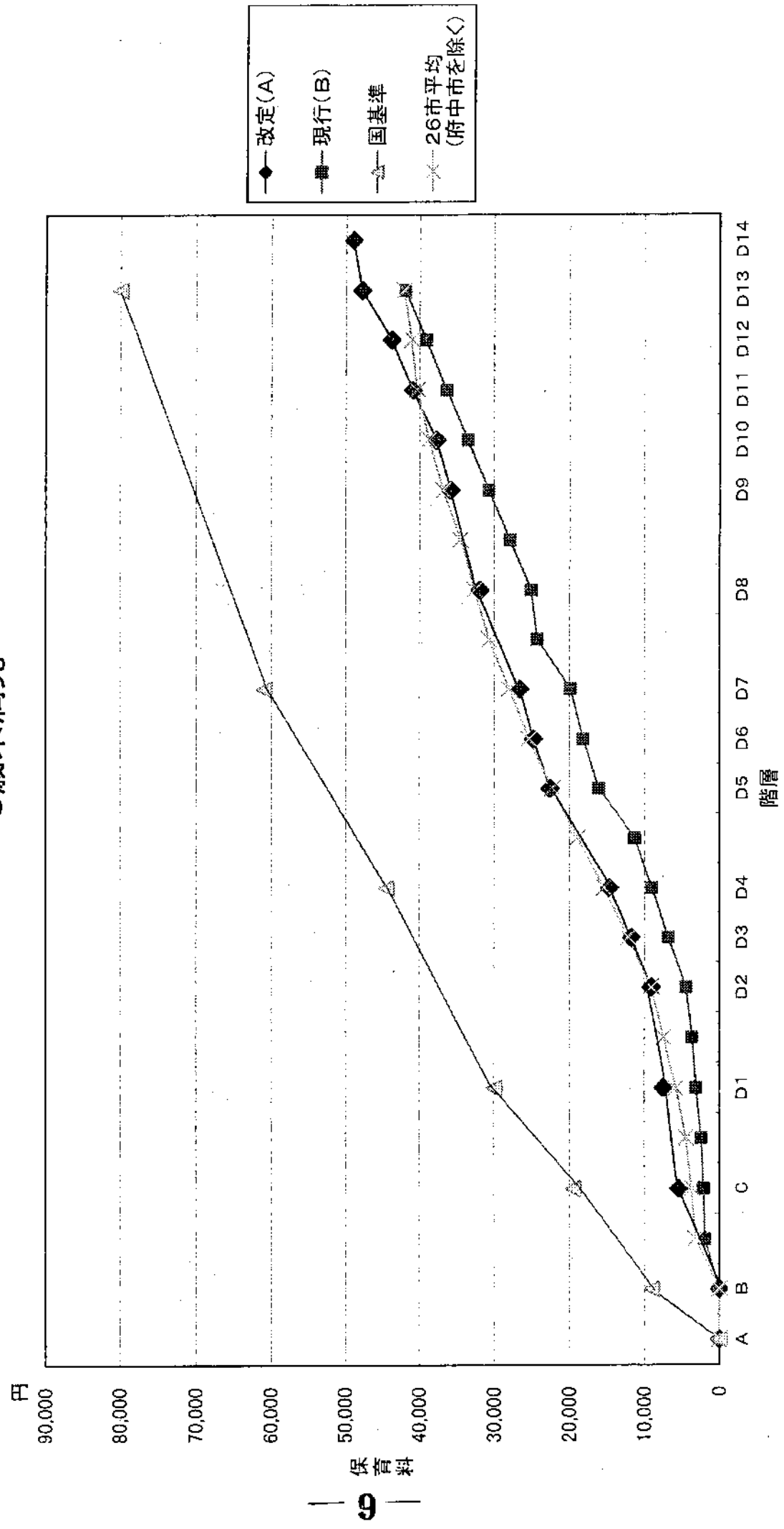
最後に、保育は府中市の子育て支援政策の一環であり、今回の保育料の検討も、子育て支援政策全体を視野に入れたものであった。今後は平成10年作成の子育て支援推進計画「ひとみ輝け府中子どもプラン」を着実に実現し、府中市の児童福祉をさらに充実していくことを望むものである。

保育料徴収基準額表 3歳未満

市基準										国基準					
階層	所得区	分	改定(A)	最高金額C(A-B)	最低金額C(A-B)	率D(C/B)	率D(C/B)	階層	所得区	分	現行(B)	階層	金額	平均金額	
A	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0A			0	1	0	0	
B	市民税非課税		0	0	0	0	0	0B			0	2	9,000	0	
C	市民税課税		5,400	3,500	3,000	184.2	125.0	C1	市民税均等割		1,900	3	19,500	3,100	
								C2	市民税5,000未満		2,100			3,700	
								C3	市民税5,000以上		2,400			4,400	
D1	所得税20,000未満		7,500	4,400	3,100	141.9	70.5	D1	所得税3,000未満		3,100			5,800	
								D2	3,000~15,000		3,600			7,400	
D2	20,000~50,000		9,100	4,700	2,300	106.8	33.8	D3	15,000~30,000		4,400			9,100	
D3	50,000~80,000		11,800	5,000	2,800	73.5	31.1	D4	30,000~60,000		6,800			12,200	
D4	80,000~120,000		14,700	5,700	3,400	63.3	30.1	D5	60,000~90,000		9,000			15,400	
								D6	90,000~120,000		11,300			18,900	
D5	120,000~160,000		22,600	6,500	4,400	40.4	24.2	D7	120,000~150,000		16,100			22,300	
D6	160,000~200,000		24,800	6,600	4,900	36.3	24.6	D8	150,000~180,000		18,200			25,400	
D7	200,000~250,000		28,600	6,700	1,500	33.7	6.0	D9	180,000~210,000		19,900			28,000	
								D10	210,000~240,000		24,300			30,700	
D8	250,000~300,000		31,900	6,800	4,000	27.1	14.3	D11	240,000~270,000		25,100			32,600	
								D12	270,000~300,000		27,900		6	61,000	34,400
D9	300,000~350,000		35,800	5,100	5,100	16.6	16.6	E1	300,000~350,000		30,700			36,800	
D10	350,000~400,000		37,700	4,200	4,200	12.5	12.5	E2	350,000~400,000		33,500			38,700	
D11	400,000~450,000		40,900	4,600	4,600	12.7	12.7	E3	400,000~450,000		36,300			40,300	
D12	450,000~510,000		43,900	4,800	2,000	12.3	4.8	E4	450,000~500,000		39,100			41,100	
D13	510,000~710,000		47,800	5,900	5,900	14.1	14.1	E5	500,000以上		41,900		7	80,000	42,100
D14	710,000以上		49,000	7,100	7,100	16.9	16.9								
平均			27,300	5,440	3,887	52.8	29.1				17,880		40,667	22,620	

単位:円 率D:%

3歳未満児

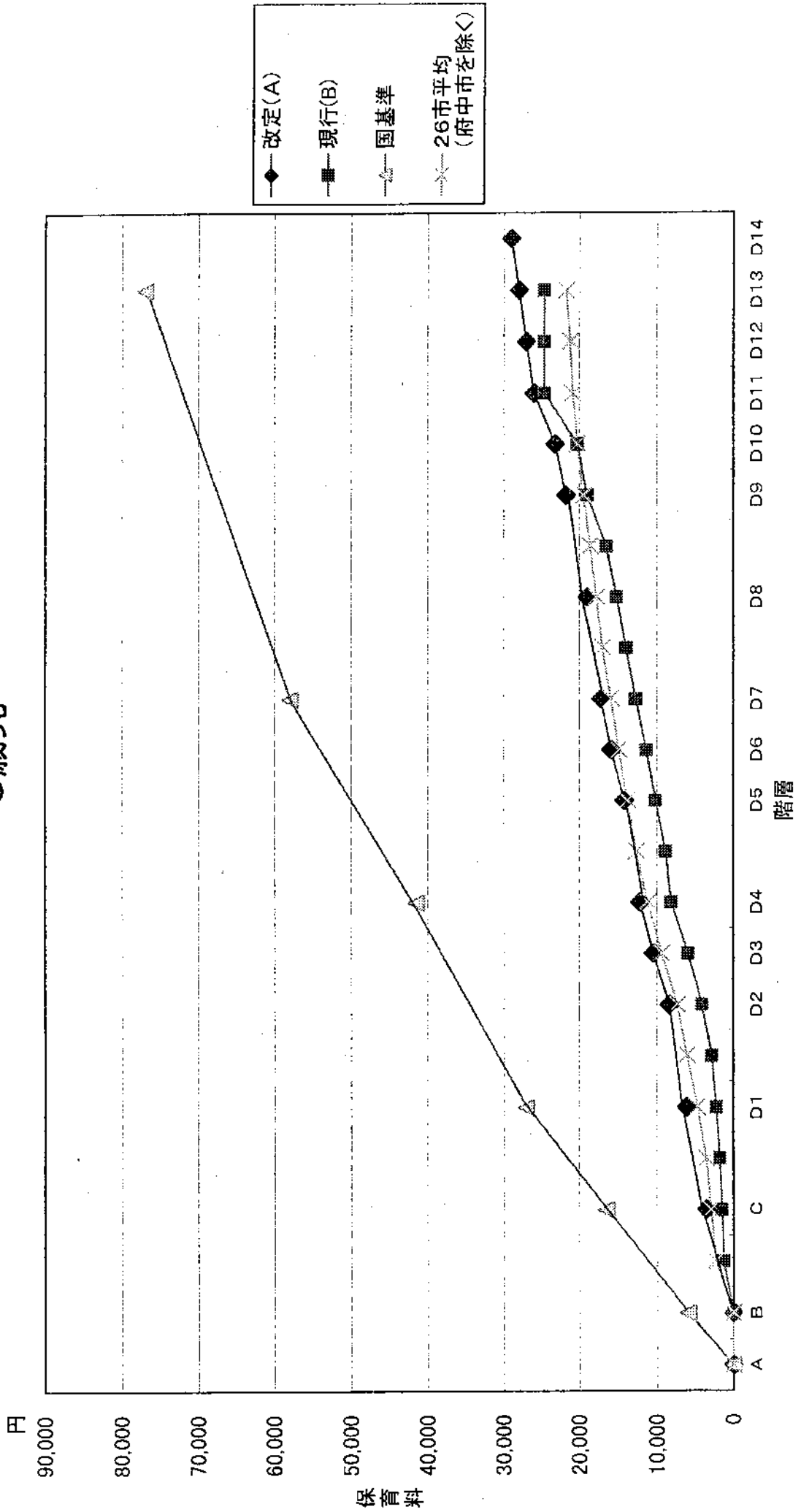


保育料徴収基準額表 3歳児

市基準										国基準	
階層	所得区	分定(A)	最高金額C(A-B)	最低金額C(A-B)	率D(C/B)	階層	所得区	分現行(B)	階層	金額	26市
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0A	生活保護世帯	0	1	0	0
B	市民税非課税	0	0	0	0	0B	市民税非課税	0	2	6,000	0
C	市民税課税	3,600	2,300	1,800	176.9	C1	市民税均等割	1,300	3	16,500	2,300
						C2	市民税5,000未満	1,500			3,000
						C3	市民税5,000以上	1,800			3,600
D1	所得税20,000未満	6,200	3,900	2,000	169.6	D1	所得税3,000未満	2,300			4,800
						D2	3,000~15,000	2,900	4	27,000	8,100
D2	20,000~50,000	8,400	4,200	2,400	100.0	D3	15,000~30,000	4,200			7,400
D3	50,000~80,000	10,500	4,500	2,300	75.0	D4	30,000~60,000	5,000			9,400
D4	80,000~120,000	12,200	4,000	3,300	48.8	D5	60,000~90,000	8,200	5	41,500	11,200
						D6	90,000~120,000	8,900			12,700
D5	120,000~160,000	14,200	4,000	2,800	39.2	D7	120,000~150,000	10,200			13,800
D6	160,000~200,000	15,900	4,500	3,200	39.5	D8	150,000~180,000	11,400			14,900
D7	200,000~250,000	17,200	4,500	2,000	35.4	D9	180,000~210,000	12,700			15,900
						D10	210,000~240,000	14,000			17,000
D8	250,000~300,000	19,000	3,800	2,500	25.0	D11	240,000~270,000	15,200			18,600
						D12	270,000~300,000	16,500	6	58,000	19,500
D9	300,000~350,000	21,800	2,800	2,800	14.7	E1	300,000~350,000	19,000			20,300
D10	350,000~400,000	23,200	2,900	2,900	14.3	E2	350,000~400,000	20,300			20,900
D11	400,000~450,000	26,000	1,340	1,340	5.4	E3	400,000~450,000	24,660			21,200
D12	450,000~510,000	27,000	2,340	2,340	9.5	E4	450,000~500,000	24,660			21,700
D13	510,000~710,000	28,000	3,340	3,340	13.5	E5	500,000以上	24,660	7	77,000	
D14	710,000以上	29,000	4,340	4,340	17.6						
平均		17,480	3,517	2,624	52.3			11,519		37,667	13,105

単位:円 率D:%

3歳児

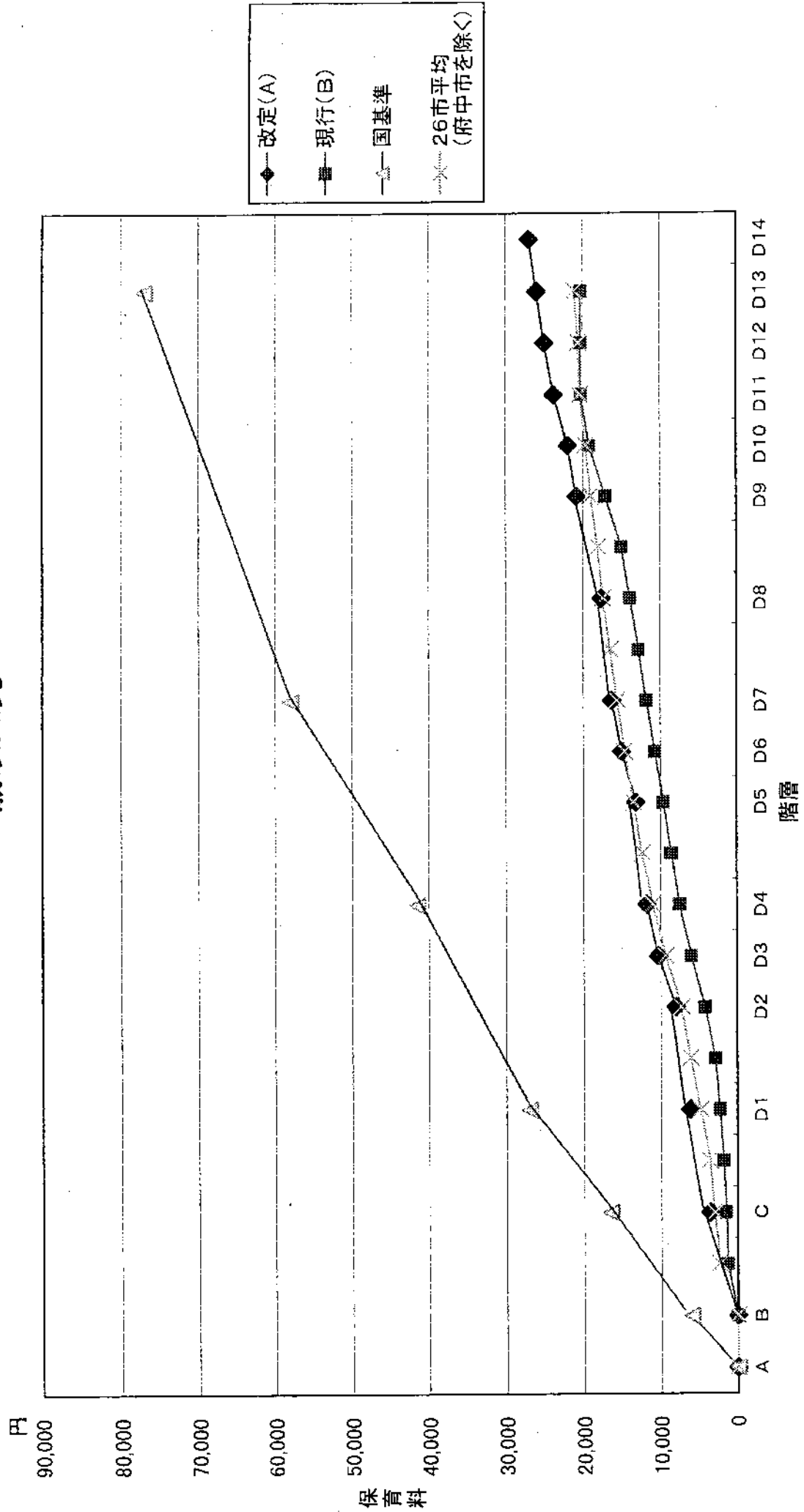


保育料徴収基準額表 4・5歳児

市基準										国基準		
階層	所得区分	改定(A)	最高金額C(A-B)	最低金額C(A-B)	率D(C/B)	率D(C/B)	階層	所得区分	現行(B)	階層	金額	26市平均金額
A	生活保護世帯	0		0			0	A		0	1	0
B	市民税非課税	0		0			0	B		0	2	6,000
C	市民税均等割	3,600	2,300	1,800	176.9		C1	市民税均等割	1,300	3	16,500	2,300
							C2	市民税5,000未満	1,500			3,000
							C3	市民税5,000以上	1,800			3,600
D1	所得税20,000未満	6,200	3,300	2,000	143.5		D1	所得税3,000未満	2,300			4,800
D2	20,000~50,000	8,000	3,800	2,000	90.5		D2	3,000~15,000	2,900		4	27,000
D3	50,000~80,000	10,300	4,300	2,800	71.7		D3	15,000~30,000	4,200			6,100
D4	80,000~120,000	11,800	4,300	3,200	57.3		D4	30,000~60,000	6,000			7,300
D5	120,000~160,000	13,200	3,600	2,500	37.5		D5	60,000~90,000	7,500			11,000
D6	160,000~200,000	15,000	4,300	3,200	40.2		D6	90,000~120,000	8,600		5	41,500
D7	200,000~250,000	16,300	4,500	2,400	38.1		D7	120,000~150,000	9,600			12,400
D8	250,000~300,000	17,800	3,700	2,600	26.6		D8	150,000~180,000	10,700			13,500
D9	300,000~350,000	20,000	3,800	3,800	22.2		D9	180,000~210,000	11,800			14,600
D10	350,000~400,000	22,000	2,800	2,800	14.6		D10	210,000~240,000	12,800			15,600
D11	400,000~450,000	23,800	3,510	3,510	17.3		D11	240,000~270,000	13,900			16,500
D12	450,000~510,000	25,000	4,710	4,710	23.2		D12	270,000~300,000	15,000		6	58,000
D13	510,000~710,000	26,000	5,710	5,710	28.1		E1	300,000~350,000	17,100			18,100
D14	710,000以上	27,000	6,710	6,710	33.1		E2	350,000~400,000	19,200			19,000
							E3	400,000~450,000	20,200			19,700
							E4	450,000~500,000	20,200			20,400
							E5	500,000以上	20,200			20,600
	平均	16,447	4,089	3,316	54.7				20,290		7	77,000
									10,354			12,815

単位:円 率D:%

4歳以上児



保育検討協議会審議経過

回	開催年月日	主な審議事項
第1回	平成11年3月11日	市長依頼 会長・副会長選出 府中市の保育の現状と課題 会議の傍聴
第2回	平成11年4月27日	行財政改革の方策についての説明と質疑
第3回	平成11年6月2日	国基準と保育料について 保育所と保育室の保育コスト
第4回	平成11年6月23日	府中市の財政状況 保育料の最低金額と階層区分
第5回	平成11年7月6日	保育所運営費とそのあり方 第2子以降の減免 一時保育との比較 保育所と幼稚園における保育コスト
第6回	平成11年7月27日	家計に占める保育料の割合 会長試案による保育料徴収基準額表
第7回	平成11年8月24日	家計に占める保育料の割合 会長試案による保育料徴収基準額表 保育所運営のあり方について（報告書）の確認、 検討
第8回	平成11年9月3日	会長試案による保育料徴収基準額表 保育所運営のあり方について（報告書）の確認、 検討
第9回	平成11年9月20日	保育所運営のあり方について（報告書）の確認

府中市保育検討協議会委員

会 長	岩 田 正 美	日本女子大学教授
副会長	逆 井 直 紀	府中市保育所父母会連合会事務局長
委 員	伊 藤 かつ子	府中愛児園園長
委 員	品 川 矛	市民公募
委 員	杉 浦 利 夫	市民公募
委 員	館 通 子	市民公募
委 員	田 中 公	田中保育室代表
委 員	中 田 匡 俊	府中天神町幼稚園園長
委 員	西 村 世土枝	市民公募
委 員	濱 本 知寿香	(財)家計経済研究所研究員
委 員	土 方 康 志	むさし府中商工会議所常議員
委 員	平 田 嘉 之	府中白糸台幼稚園園長
委 員	広 瀬 講 三	東芝労働組合府中支部執行委員長
委 員	加 島 美枝子	東京都福祉局子ども家庭部 子育て推進課課長補佐
委 員	弓削田 恵美子	民生委員・児童委員

保育検討協議会提出資料一覧

資料1	府中市の保育を取り巻く現状と課題
資料2	平成10年度府中市保育所一覧
資料3	保育所経費の推移
資料4	年度別・年令別の入所及び在宅の児童数の推移
資料5	保育所の定員・入所児童数・待機児童数等の推移
資料6	保育所職員配置基準
資料7	保育所入所理由別人員
資料8	府中市保育検討協議会設置要綱
資料9	府中市保育検討協議会委員名簿
資料8	府中市保育検討協議会事務局一覧
資料11	保育所(園)のしおり
別添	府中市子育て支援推進計画「ひとみ輝け府中子どもプラン」(概要版)
資料12	府中市保育所運営徴収規則
資料13	保育所運営経費の負担区分調べ(平成9年度・8年度決算)
資料14	保育所管理運営経費の調べ
資料15	27市の保育所数・定員・平均保育料・対国基準の割合
資料16	国徴収基準に対する各市保育料の割合(平成9年度実績)
資料17	27市保育料改定状況
資料18	未認可保育室保育料等一覧
資料19	行財政改革の方策について(抜粋)
資料20	府中市における今後の子育て支援について(抜粋)
資料21	階層別在籍児童数の調べ
資料22	保育料一覧(3歳未満児、3歳児、4歳以上児)
資料23	平成9年度 27市の児童1人当り保育所運営経費(月額)
資料24	平成9・10年度 国の保育所徴収金基準額表
資料25	階層別給与所得一覧(平成11年度ベースによる試算)
資料26	私立幼稚園保育料等の年度別推移
資料27	府中市立幼稚園決算額等年度別推移
資料28	東京都(区部)の主要商品の小売り価格の推移
資料29	一時保育の保育料と利用状況について
資料30	27市の第2子以降の減額一覧
資料31	府中市の財政の現状について

②スポーツ活動の支援

区分	内容
ジュニアスポーツ活動事業補助金の交付	市内に活動基盤をもつ少年・少女スポーツクラブの活動に対して補助金を交付し、子どもの健康な体づくりを支援します。
スポーツ関連施設の運営	屋内にこもりがちな子どもたちが、屋外で健康的に安心して遊び、かつ社会性を身につけることができるよう、健康センター及び体育館、野球場、サッカー場など、市内のスポーツ施設を運営し、健康な体づくりを支援します。

③健康づくりの機会の提供

区分	内容
ジュニアスポーツ教室	陸上、バスケットボールなどのスポーツ教室を開催することにより、スポーツへの関心と技術を高め、正しいマナーやルールを学ぶ機会を提供します。
幼児体育教室	3～4歳児が遊びを通して基礎的な運動能力を獲得することができるよう、幼児のための体育教室を開催します。
地域体育館子供体操教室	地域体育館において、小学生を対象に各種の体操を楽しむ教室を開催します。

(2) 待機児童の解消

施策の方向

保育所への入所を希望しながら待機している児童の解消に向けて、保育所（園）定員の早急な拡大が求められています。今後の待機児童数を的確に把握するなかで保育所（園）の新設や定員枠の見直しなどを行い、待機児の解消を図ります。

①保育定員の拡充

区分	内容
私立保育園	私立保育園の新設、分園の開設を支援します。
市立保育所	市立保育所の定員の見直し及び一部民営化を推進します。 新たに公設民営保育所を開設します。

区分	内容
認証保育所	需要の動向を見て認証保育所の新設を進めます。
未認可保育室	未認可保育室の認可化及び認証保育所化を支援することにより、施設や保育従事者の質的向上を確保し、保育サービスの充実を図ります。

②保育所と幼稚園の機能のあり方の見直し

区分	内容
保育所・幼稚園機能の検討	保育サービスを充実するために、保育所と幼稚園の需要の推移を見ながら、その機能のあり方を検討します。

(3) 多様な保育サービスの充実

施策の方向

勤務形態の多様化や子どもが病気になった場合などへの対応として、延長保育や病後児保育などを充実します。

また、保育所（園）を利用していない家庭も、事情により一時的な保育を必要とすることもあり、子育て家庭のさまざまな保育ニーズに対し、適切な支援を進めます。

①多様な就労形態への支援

区分	内容
時間延長保育	公立保育所、私立保育園ともに、時間延長保育を拡大します。
休日保育・夜間保育	新たな公設民営保育所で実施します。
トワイライトステイ事業	共働きや残業などで保護者の帰宅が遅い家庭の小学校6年生以下の子どもを、午後10時まで預かるトワイライトステイ事業を充実します。

トワイライトステイ事業：共働きや残業などで、帰宅が遅い家庭の子どもを夕方から預かり、生活指導や夕食の提供をする事業。

3 府中市公共施設マネジメントを推進するための方策

(1) 施設の総量抑制・圧縮

- ・ 新たに施設を整備する場合には、同程度の施設数、又は床面積を削減し、施設の総量を抑制します。
- ・ 既存の施設は、施設の配置状況、建物の老朽化の状況、利用状況等を踏まえ、複合化、機能転換、統廃合等の可能性を検討します。

新たに施設を整備する場合、建設当初の事業費だけでなく、将来の財政負担の増加につながります。長期的に財政運営を維持するためのマネジメントを実現するため、新たな施設整備の際には同程度の施設数、又は床面積を削減するとともに、不要となった土地や建物の売却や貸付等により、新たな財源を生み出すための方策を検討します。

また、既存の施設については、施設の配置状況や建物の老朽化の状況、利用状況等を踏まえ、施設の必要性について検証し、複合化や機能転換、統廃合等の可能性を検討することとします。

(2) 施設のハード・ソフト両面での、財政バランスの維持に向けた手法の検討

- ・ ハード面では、施設の総量抑制・圧縮によるコスト削減、長寿命化による財政負担の平準化等の方策を検討します。
- ・ ソフト面では、民間活力の導入や管理運営方法の見直しを推進します。

今後、施設を維持・更新するためには近年の 1.7 倍の投資的経費が必要となる見込みです。これだけの財源を確保するためには、様々な方策を講じなければ不可能です。施設の複合化や統廃合によるコストの削減や、財政への影響を踏まえた長寿命化による支出時期の調整、民間活力の導入・住民参加等の管理運営方法の見直し、直営施設では職員配置の検討等による維持管理費用の削減など、あらゆる手段・方法の可能性を探り、可能なものから実施していきます。

(3) 機能に着目した施設の有効活用

- ・ 施設を整備を前提とするのではなく、既存の機能に着目して、施設の共用化や複合化を検討します。
- ・ すべての地域に均一の施設を整備するのではなく、各施設が連携し、補完し合うことによって、公共サービスが提供できる仕組みを検討します。
- ・ 長期的なニーズの変化に対応できるよう、スケルトンインフィル（※）等の工法を検討します。

※ スケルトンインフィルとは、将来的な施設の転用や複合化に対応できるよう「構造体」と「内装」に分離して設計する考え方。